

# 横浜市保育所保育料の きょうだい児減免の拡大について



## <きょうだい児減免（多子軽減）について>

同一世帯から2人以上の児童が同時に保育所に入所している場合は、2人目以降の児童の保育料が軽減されます。

また、平成19年度からは、保育所入所児童のお兄さんやお姉さんが幼稚園又は認定こども園に通っている場合も、届出により保育料の軽減を受けられるようになっています。

## <減免の新規拡大について>



平成20年4月から新たに、同じ世帯の就学前のお兄さんやお姉さんが次の対象施設等を利用している場合も、届出により保育所入所児童の保育料を軽減できるようになりました。

### 【対象施設等】

特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、  
難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設、  
情緒障害児短期治療施設通所部、  
障害者自立支援法の児童テイサービス

多子軽減の判定対象児童の拡大経過

平成18年度以前

認可保育所入所児童のみ

平成19年度

- ・認可保育所入所児童
- ・幼稚園及び認定こども園通園児童

平成20年度から

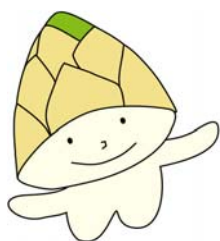
- ・認可保育所入所児童
- ・幼稚園及び認定こども園通園児童
- ・左記の対象施設等を利用する就学前の児童

## <手続きについて>

幼稚園等の在園証明書や、上記対象施設等の利用児童であることを証明する書類を添えて、区役所に届出してください。

詳しくは、区役所の福祉保健センターにお問い合わせください。

※ お兄さんやお姉さんが保育所入所児童である場合は、きょうだい児減免の届出は必要ありません。



横浜市子ども青少年局保育運営課  
TEL045-671-2399

